

大分県報

令和六年
号外（五六）
七月十二日

（金曜日）

目次

公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正……………

○公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月十二日

大分県公安委員会委員長 平 川 加 奈 江

大分県公安委員会規則第9号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年大分県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第6条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「第6条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第8条第1項第1号を次のように改める。

(1) ライフル銃による獣類の捕獲等を職業とする者 ライフル銃による獣類の捕獲等を職業とする理由書（第6号様式）

第8条第1項第2号中「捕獲」を「捕獲等」に改める。

第10条中「第24条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第11条中「第26条第2項」を「第33条第2項」に改める。

第14条第1項の表の左欄中「第8条第3号」を「第11条第3号」に改める。

第6号様式中「ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする理由書」を「ライフル銃による獣類の捕獲等を職業とする理由書」に、「捕獲を次」を「捕獲等を次」に、「捕獲を職業とした」を「捕獲等を職業とした」に、「捕獲に」を「捕獲等に」に、「捕獲以外」を「捕獲

等以外」に、「捕獲する獣類」を「捕獲等をする獣類」に、「年間捕獲数」を「年間捕獲等数」に、「獣類を捕獲する」を「獣類の捕獲等をする」に改める。
第7号様式中「第5条の2第4項第1号」を「第5条の2第4項第1号ロ」に、「捕獲を」を「捕獲等を」に、「捕獲しよう」を「捕獲等をしよう」に、「捕獲の」を「捕獲等の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年七月十四日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をして使用することができる。